

# 個人情報削除 EUで確立

## ネットで「忘れられる権利」

インターネット上から自分が知られたくない過去の情報の削除を求める「忘れられる権利」への関心が高まっている。欧州連合(EU)が権利の確立に動いたことで、米グーグルなどはEU域内で削除請求を受け付けるなど対応を進めている。一方、日本での議論は緒に就いたばかり。どんな権利か、日本でも保護は必要か。現状を整理する。

「データ主体(本人)」を持ち、管理者は遅滞なく自らに関する個人データを削除してもらう権利  
4月14日の欧州議会での

EUデータ保護規則で「削除権(忘れられる権利)」が認められる要件

- ①個人データが収集や公開された目的に照らしてもはや必要ない
- ②本人が同意を撤回しており、データ公開などに法的根拠がない
- ③本人が異議申し立てを行い、それよりも優先されるデータ公開などの根拠がない
- ④データ収集などが違法に行われた
- ⑤EUや加盟国の法的義務の履行のためにデータが削除されるべき場合
- ⑥本人が16歳未満(国により13歳以下)の場合

(注)絶対的なものでなく、表現の自由や公益目的と比較考量される

## リンクも対象 日本でも裁判例

個人データ保護を大幅に強化する「データ保護規則」が可決された。17条で「削除権(忘れられる権利)」が明確にうたわれ、「公開の必要がなくなっている」など権利行使の要件が規定された。ネット上に拡散したデータを全て削除することは難しい。このため、特に問題になるのは、グーグルなどの検索サイトから過去の情報にたどり着くリンクの存在だ。

### グーグルに命令

欧州司法裁判所では2014年5月、スペイン人男性が1998年に社会保障費を滞納していたと報じた過去の新聞記事にたどり着くリンクの削除をグーグルに命じる判決も出た。判決と規則改正で検索結果の削除が権利として確立。新規例は

18年発効予定で、EU域内で違反した企業は最高で「全世界の連結売上高の4%」の制裁金を命じられる可能性がある。

判決後、グーグルはサイト内に削除請求の受け付けフォームを設けた。欧州ではこれまでに40万件以上の請求があり、対象となったリンク先は1

50万件近くになる。これを若手弁護士ら数十人が一つずつチェック、4割は削除に至っている。グーグルが公表した対応事例によると、削除したのは犯罪被害者の情報や軽微な犯罪歴、ある男性が未成年時に参加したコンテストの記事など多岐にわたる。一方、上級公務員の数十年前の有罪判決や、医師の医療ミスの記事へのリンクなどは削除に応じなかった。

削除は当初、請求者の居住国版サイトの検索結果のみに反映していたが、今年3月からはEU域内のIPアドレス(ネット上の住所)から検索した場合、全世界向けのグーグルのサイトで見られないようになった。

欧州の流れに対し、日本の個人情報保護法は検索結果を対象としておらず、プロバイダー責任制限法も情報そのものを削

除する手続きだけを定める。総務省が昨年7月にまとめた報告書も、事業者の自主規制に委ねるのが適当との見解だ。

こうした中、注目されたのが昨年12月のさいたま地裁決定だ。「ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』を有すること、この権利に日本の裁判所で初めて言及。ある男性の約3年前の逮捕歴を検査結果から削除するよう命じた仮処分決定を支持し、グーグルの異議申し立てを退けた。

日本では忘れられる権利は必要なのか。削除の自主基準を公表して対応しているヤフーは「救済が必要な深刻な事例ならば、既存の人格権に基づく差し止め請求で対応できる」(政策企画本部の吉川徳明マネージャー)

と説明。権利の「新設」には慎重さを求める。また現状では裁判になった案件の大半が犯罪歴にかかわるため、削除請求で代理人を務めたことがある神田知宏弁護士も「欧州とは異なる理解で言葉が一人歩きしてしまっている」と懸念する。

ただ人格権やプライバシー権に基づく請求では削除が難しいケースもある。例えば、自分でネット上に公開した動画が「炎上」するなどして、後に就職など社会生活に支障が出たとしても、プライバシーを放棄したとみなされ、現状では削除が難しい可能性がある。

犯罪歴のように、掲載された時点では合法だった情報が一定期間を経た結果、プライバシー侵害などに当たる場合は「既存の法規範にその都度当てはめるよりも、忘れら

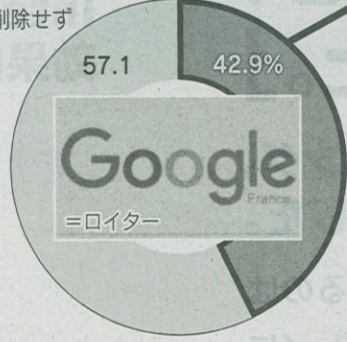
れる権利があれば比較的容易に救済可能になる」(神田氏)面もある。もちろん権利は絶対的なものではない。過度の削除は「知る権利」が侵害されかねない。EU規則も、表現の自由や公益目的との比較考量によって削除を認めない例外規定も設けている。それでもネット時代特有の課題への対応は避けられない。日本も議論を進める必要はありそうだ。



グーグルは欧州での削除請求への対応を公開している

削除請求(2014年5月~今月5日) 約42万件  
(請求対象のリンク先URL 約148万件)

削除せず



削除

削除請求が多かった  
リンク先(件数順)

- ① フェイスブック
- ② プロフィールエンジン  
(プロフィールの検索サイト)
- ③ グーグルグループ
- ④ ユーチューブ

グーグルや各種交流サイト(SNS)など、世界中の人が利用するネットサービスを生み出した米欧は、欧州とは対照的だ。憲法で手厚く保障される表現の自由は多くの場面でプライバシー保護に優越し、ネットの世界も例外ではない。忘れられる権利は過去の自分を編集できる都合のいい権利であり、検閲に通じて萎縮をもたらしかねないとの懸念が根強い。

全く議論がないわけではなく、カリフォルニア州では未成年のSNS書き込みを削除できる権利を認める「消しゴ

## 米は「表現の自由」を優先

### 検閲への懸念 根強く

「ム法」が昨年施行されるなど州レベルの動きはある。だがこうした州法も表現の自由に抵触する可能性を指摘されているという。

米欧の状況の大きな差は、同じサービスを利用していても居住地によって受けられる対応が異なるという問題をもたらししている。EUで削除が認められた情報も、そのサービスのデータセンターが米国にあれば対応されない可能性が高い。

問題解決には国際的な枠組みの構築が必要だが、道のりは険しそうだ。



中央大学総合政策学部の宮下紘准教授の話  
日本でも忘れられる権利の手当ては必要だ。

既存のネットの削除権は本来、情報の発信者に対する権利であり、忘れられる権利は拡散防止のために検索エンジンという発信者でない第三者



東京大学大学院法学政治学  
研究科の矢野常寿教授の話  
日本では欧州のような議論の積み重ねもなく、思想や法体系も異なることで生まれた「忘れられる権利」だけを切り取って付け足す必要性は弱い。確かにネットには削除される

## 立法的な措置が必要

に責任を課すものだ。そうでない以上、立法的な措置が必要だと考えている。

裁判所の判断の積み重ねだけでは今後の紛争解決に十分ではない。個別ケースの最終的な判断は裁判所に委ねるとしても、EUのように統一的な基準を示した上で、第三者機関が申し立てを受けよう減につながる。

## プライバシー権でカバー

べき情報はあるが、プライバシー権でカバーできる。客観的基準で判断できるプライバシーと違い、自分が望めば削除できる権利になりかねない懸念がある。情報や意見が自由に流通する中で人の評価が固まるのが私たちの社会ではないだろうか。

日本のネットでは様々な問題に事業者の自主規制や官民の「共同規制」で対応するやり方が機能している。一律の規制を押しつけるよりも対応に多様性がある方がよいと思

## 企業へのサイバー攻撃 「標的型」9.5%に 1年で1.8倍上昇

日本情報経済社会推進協会(東京・港、JIPDEC)などがまとめた「企業のIT(情報技術)活用動向調査2016」によると、特定企業を狙って情報を盗み取る「標的型」のサイバー攻撃を過去1年間で1.8倍上昇した。

調査は社員50人以上の国内2千社の情報セキュリティ責任者を対象に実施。33%に当たる672社から回答を得た。

標的型攻撃を「優先度の高い課題」と答えた企業は54.8%(368社)で、無視できない脅威となっていることが浮き彫りになった。サイバー攻撃のきっかけとなる「なりすましメール」を受信した企業は8.3%で、3割近く上昇した。

に受けたことがある企業は9.5%に上った。被害の割合は前年調査より1.8倍上昇した。

調査は社員50人以上の国内2千社の情報セキュリティ責任者を対象に実施。33%に当たる672社から回答を得た。

標的型攻撃を「優先度の高い課題」と答えた企業は54.8%(368社)で、無視できない脅威となっていることが浮き彫りになった。サイバー攻撃のきっかけとなる「なりすましメール」を受信した企業は8.3%で、3割近く上昇した。